訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の過大交付（不当）

国土交通省（観光庁）
4048万円(指摘金額)

制度の概要

✓ 事業主体は、観光庁から訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の交付を受けた事務局から補助金の交付を受けて、看板商品事業とインバウンドコンテンツ造成事業を実施。実施に当たり、業務委託先と業務委託契約等を締結

✓ 補助金の交付対象となるためには次の要件を満たすことが必要

・交付対象となる事業の補助対象事業費が、
看板商品事業の場合700万円以上、インバウンドコンテンツ造成事業の場合600万円以上（**下限額の要件**）

・事業主体は、要した経費の**支払を事業実施期間内に完了**し、事務局に報告

検査の結果

＜補助金の交付額の算定が適切でなかったなどの事態＞

(ｱ) 業務委託先に契約金額を支払った後、当該業務委託先から**返金を受けて**
事業に要した費用に係る**自己負担額等に充てており**、**実質的な値引き**を受けていた（2事業主体）

(ｲ) 業務委託先から一時的な資金の借入れを行い、その資金を当該業務委託契約に係る契約金額等の支払に充てていたが
借り入れた資金の一部を当該業務委託先に**返済しておらず**、**実質的な値引き**を受けていた（2事業主体）

(ｳ) (ｲ)と同様に**実質的な値引き**を受けていた。また、**購入したとしていた物品を実際には未購入**（1事業主体）

→ 実質的な値引きを受けていた金額等を控除して補助対象事業費を算定すると、
(ｱ)(ｳ)：補助対象事業費は下限額の要件を満たさなくなることから、補助金は全額交付の必要なし
(ｲ)：補助金が過大に交付

＜補助の対象とならない事態＞

事業に要した経費の支払を事業実施期間内に完了したと事務局に報告していたが、
実際には**期間内に支払った事実はなく**、完了実績報告書には**虚偽の領収書を添付**（(ｲ)の1事業主体）

→ 補助の対象とはならないものであり、補助金は全額交付の必要なし

⇒ 両事態に係る訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金**計4048万円**が**過大**

Copyright©2026 Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和7年度決算検査報告の概要pp.176-177を参照

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の過大交付（不当）

国土交通省（観光庁）
4048万円(指摘金額)

制度の概要

✓ 事業主体は、観光庁から訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の交付を受けた（株）ＪＴＢ（事務局）から補助金の交付を受けて、看板商品事業（注1）とインバウンドコンテンツ造成事業（注2）を実施。実施に当たり、業務委託先と業務委託契約等を締結

（注1）地域ならではの観光資源を活用したコンテンツの造成等を行う事業　（注2）地域に根差した観光資源を磨き上げる取組を行う事業

✓ 補助金の交付対象となるためには次の要件を満たすことが必要

・補助対象事業費が、看板商品事業の場合700万円以上、インバウンドコンテンツ造成事業の場合600万円以上（**下限額の要件**）

・事業主体は、要した経費の**支払を事業実施期間内に完了**し、事務局に報告

検査の結果

実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行ったところ、次の事態が判明

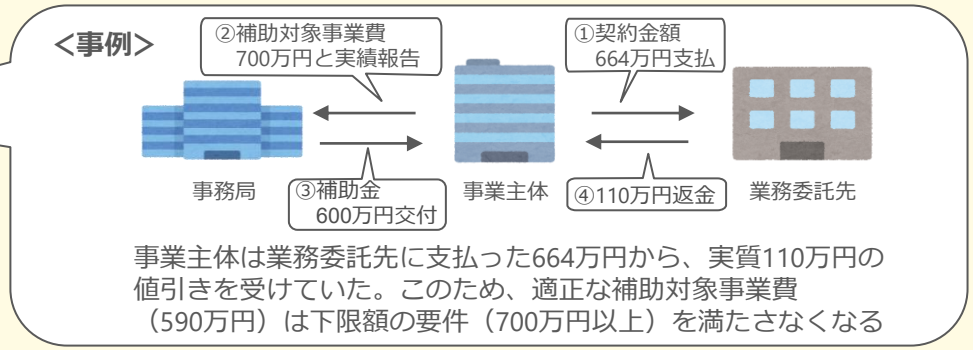
ア 補助金の交付額の算定が適切でなかったなどの事態

(ｱ) 業務委託先に契約金額を支払った後、**返金を受けて**事業に要した費用の**自己負担額等に充て実質的な値引き**を受けていた

(ｲ) 業務委託先から一時的な資金の借入れを行い、その資金を業務委託契約に係る支払に充てたが借り入れた資金の**一部を返済せず実質的な値引き**を受けていた

(ｳ) (ｲ)と同様に実質的な値引きを受けていた。また、**購入したとしていた物品を実際には未購入**

➡ (ｱ)(ｳ)：適正な補助対象事業費は下限額の要件を満たさなくなることから、補助金は全額交付の必要なし
(ｲ)：補助金が過大に交付



事業主体は業務委託先に支払った664万円から、実質110万円の値引きを受けていた。このため、適正な補助対象事業費（590万円）は下限額の要件（700万円以上）を満たさなくなる

イ 補助の対象とならない事態

事業に要した経費の支払を事業実施期間内に完了したと事務局に報告していたが、実際には**期間内に支払った事実はなかった**

➡ 補助の対象とはならないものであり、補助金は全額交付の必要なし

虚偽の領収書を提出

右表のとおり両事態に係る補助金**計4048万円**が**過大**

事業主体名	事業名	事態の態様	過大交付額
にし阿波ネイチャーツアー実行委員会	看板商品事業	ア(ｱ)	600万円
株式会社土佐御苑	看板商品事業	ア(ｳ)	993万円
集落活動センターあわ	看板商品事業	イ	1530万円
	インバウンドコンテンツ造成事業	ア(ｲ)	
梼原町商工振興協同組合	看板商品事業	ア(ｲ)	325万円
金栗四三ランニングステーション協議会	看板商品事業	ア(ｱ)	600万円
5事業主体	6事業	計	**4048万円**

Copyright©2026 Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和7年度決算検査報告の概要pp.176-177を参照